

SRM及び食肉処理のまとめ【暫定版】

国名		アイルランド	ポーランド	
と畜場での検査 スタunning ピッシング	と畜場での検査	<ul style="list-style-type: none"> ・と畜場に搬入される全ての牛について、VPHISの獣医官が歩行状態などを目視で検査する。 ・と畜前検査において、おびえ、恐怖、不安、知覚過敏、運動失調等のBSE様の臨床症状を示したものは、食用に供されることなく安楽死の後、サンプルを採取し、BSE検査が実施される。 ・健康と畜牛のBSE検査は2001年1月から30か月齢超、2009年1月から48か月齢超、2011年7月から72か月齢超が対象となっていた。2013年4月からは健康と畜牛のBSE検査は廃止された。 	<ul style="list-style-type: none"> ・と畜場に搬入される全ての牛について、DVOが雇用した獣医官が歩行状態などを目視で検査する。 ・と畜前検査において、おびえ、恐怖、不安、知覚過敏、運動失調等のBSE様の臨床症状を示したものは、 <ul style="list-style-type: none"> ①その後症状が改善された場合：と畜され、その牛が48か月齢超の場合にBSE検査を実施、陰性の場合には流通可能。 ②症状が改善されない場合：食用に供されることなく、月齢に関わらずBSE検査を実施。 ・健康と畜牛のBSE検査は2000年11月から30か月齢超、2011年7月から72か月齢超が対象となっている。 	
	圧縮した空気又はガスを頭蓋内に注入する方法によるスタunning	実施していない。	実施していない。	
	ピッシング	実施していない。	実施していない。	
SRM除去の 実施状況等	SRMの定義	<ul style="list-style-type: none"> ・12か月齢超の頭蓋(下顎を除き脳、眼を含む。)及び脊髄 ・30か月齢超の脊柱(尾椎・頸椎・胸椎・腰椎の棘突起及び横突起並びに正中仙骨稜・仙骨翼を除き、背根神経節含む。) ・全月齢の扁桃、十二指腸から直腸までの腸管及び腸間膜 	<ul style="list-style-type: none"> ・12か月齢超の頭蓋(下顎を除き脳、眼を含む。)及び脊髄 ・30か月齢超の脊柱(尾椎・頸椎・胸椎・腰椎の棘突起及び横突起並びに正中仙骨稜・仙骨翼を除き、背根神経節含む。) ・全月齢の扁桃、十二指腸から直腸までの腸管及び腸間膜 	
	SRMの除去	<ul style="list-style-type: none"> ・SRM除去は獣医官により確認。 ・30か月齢超の牛の脊柱は、食肉処理施設で除去される。 ・扁桃は舌を切除する際に頭部に残される。 ・除去されたSRMは青色のインクで着色され、専用の容器に廃棄される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・SRM除去は獣医官により確認。 ・30か月齢超の牛の脊柱は、食肉処理施設で除去される。 ・扁桃は舌を切除する際に頭部に残される。 ・除去されたSRMは青色のインクで着色され、専用の容器に廃棄される。 	
	実施方法等	背割り鋸は一頭毎に洗浄	背割り鋸は一頭毎に洗浄	背割り鋸は一頭毎に洗浄
		脊髄は、枝肉の背割り後に専用のナイフまたは吸引装置により除去し、充分な量の水により枝肉洗浄	脊髄は、枝肉の背割り後に専用の器具または吸引装置により除去し、脊柱管を低圧の温水で洗浄	脊髄は、枝肉の背割り後に専用の器具または吸引装置により除去し、脊柱管を低圧の温水で洗浄
脊髄の除去は、獣医官により確認		脊髄の除去は、獣医官により確認	脊髄の除去は、獣医官により確認	
全ての施設においてHACCPの導入を義務付け		全ての施設においてHACCPの導入を義務付け	全ての施設においてHACCPの導入を義務付け	
MRM	製造していない。	製造していない。		

○ SRM 及び食肉処理

1. アイルランド

(1) SRM 除去

① SRM 除去の実施方法等

アイルランドでは、12 か月齢超の頭蓋（下顎を除き脳、眼を含む。）及び脊髄、30 か月齢超の脊柱（尾椎、頸椎・胸椎・腰椎の棘突起及び横突起並びに正中仙骨稜・仙骨翼を除き、背根神経節を含む。）、及び全月齢の扁桃並びに十二指腸から直腸までの腸管及び腸間膜が SRM として規定されている。

SRM 除去は、と畜場における BSE 管理を含む衛生標準作業手順 (SSOP) に基づき行われ、アイルランド農業・漁業・食糧省 (DAFM) の地域検査機関 (VPHIS) の獣医官により監視が行われている。

脊髄の除去については、背割り後に専用のナイフまたは吸引装置を用いて作業員により行われ、獣医官が枝肉検査時に脊髄が残存していないことを確認している。背割り鋸は 1 頭毎に洗浄されている。また、脊髄除去後に十分な水で枝肉洗浄が行われている。脊柱以外の SRM は、と畜場において除去されたことを獣医官が確認し、除去された SRM は専用の容器に廃棄される。30 か月齢超の牛の脊柱は、食肉処理施設で除去され、獣医官により監視が行われている。

除去された SRM は、EC 規則 No.1774/2002 に基づき 133℃3 気圧 20 分の条件下で処理される。その後、同規則に基づき他の EU 加盟国に輸出後焼却され、一部は国内のセメント工場で処理されている。

② SSOP、HACCP に基づく管理

SSOP 及び HACCP については、全てのと畜場及び食肉処理施設において導入されている。

各施設の HACCP に基づく手順書の有効性を検証するための監査が DAFM により行われている。

(2) と畜処理の各プロセス

① と畜前検査及びと畜場における BSE 検査

と畜場に搬入される全ての牛について、獣医官が目視で検査し、おびえ、恐怖、不安、知覚過敏、運動失調等の BSE を疑わせる臨床症状を示したものは食用禁止となり、安楽死の後、頭部が近くの VPHIS に送付される。そこで脳が採材され、確認検査を行う国立検査所 (NRL) に送付して、BSE 検査が実施される。

健康と畜牛の BSE 検査は、2001 年 1 月から 30 か月齢超、2009 年 1 月から 48 か月齢超、2011 年 7 月から 72 か月齢超を対象として実施されていた。2013 年 4 月からは健康と畜牛の BSE 検査は廃止されている。

②スタンニング、ピッシング

全てのと畜場において、ピストル型の家畜銃（Captive bolt pistol：ボルトが頭蓋内に進入する）が使用されており、頭蓋内に圧縮空気が入るタイプのものは使用されていない。

ピッシングは 2001 年の EU 規則 No.999/2001 施行時に禁止されており、ピッシングを実施していると畜場はない。

(3) その他

①機械的回収肉（MRM）

EU 規則及びアイルランド国内法に基づき、牛、羊及び山羊を原料とした機械的回収肉の製造は禁止されている。

②トレーサビリティ

アイルランドでは、と畜場における牛の月齢確認には耳標、個体パスポートが使用されており、歯列検査は月齢判定の手段としては実施されていない。1950 年代から、耳標番号に基づく個体識別が行われてきた。1996 年から生後 20 日以内に番号を付した耳標を装着し、耳標装着後 7 日以内に登録することが義務付けられ、全ての牛の生年月日がデータベースに記録された。そして、2000 年 1 からは EU 規則 No. 1760/2000 及び国内法により、移動や死亡した場合 7 日以内に報告することが義務付けられている。

③と畜場及びと畜頭数

と畜場及び食肉処理場は EU 規則 No.854/2004 に基づいた国の規制である SI 432/2009 に従い、DAFM あるいは VPHIS が施設の許可を行っている。2013 年現在、アイルランド国内における認可された牛のと畜場は 30 施設であり、食肉処理場は 127 施設である。

年間と畜頭数は、2011 年のデータによると約 164 万頭であり、うち 30 か月齢超が約 74 万頭である。

2. ポーランド

(1) SRM 除去

①SRM 除去の実施方法等

12 か月齢超の頭蓋（下顎を除き脳、眼を含む。）及び脊髄、30 か月齢超の脊柱（尾椎、頸椎・胸椎・腰椎の棘突起及び横突起並びに正中仙骨稜・仙骨翼を除き、背根神経節を含む。）、全月齢の扁桃並びに十二指腸から直腸までの腸管及び腸間膜が SRM として規定されている。

脊髄は、枝肉の背割り後に、専用の器具または吸引装置を用いて除去される。脊髄の除去は地域獣医機関（DVO）が雇用した獣医官により確認される。背割り鋸は 1 頭毎に洗浄され、脊髄除去後に脊柱管が低圧の温水で洗浄される。

頭部は、舌を取った後、扁桃を頭部につけたまま廃棄している。回腸遠位部を含む腸及び腸間膜は胃と分けて除去される。30 か月齢超の脊柱は食肉処理場で除去される。

全ての SRM は除去され、SRM 除去の確認は獣医官により確認される。除去された SRM は専用の容器で廃棄され、焼却処分もしくは許可された埋立て地に埋却される。

②SSOP、HACCP に基づく管理

ポーランドでは全ての施設において SSOP 及び HACCP の導入が義務付けられている。各施設の HACCP に基づく手順や衛生管理についての監査が DVO により行われている。

(2) と畜処理の各プロセス

①と畜前検査及びと畜場における BSE 検査

と畜場に搬入される全ての牛について、獣医官が目視で検査し、おびえ、恐怖、不安、知覚過敏、運動失調等の BSE を疑わせる臨床症状を示す牛が確認された場合、専用のけい留所に運ばれる。症状が改善されない場合は、月齢に関わらず BSE 検査が実施され、食用に供されることはない。症状が改善された場合は、その日の最後にと畜され、その牛が 48 か月齢超の場合に BSE 検査が実施される。

健康と畜牛の BSE 検査は、2000 年 11 月から 30 か月齢超、2011 年 7 月から 72 か月齢超が対象となっている。

②スタンニング、ピッシング

スタンニングについては、牛の頭蓋内に圧縮空気が入るタイプのものは

禁止されている。また、ポーランドではピッシングは禁止されている。

(3) その他

①機械的回収肉 (MRM)

EU 規則に基づき、牛、羊及び山羊を原料とした機械的回収肉の製造は禁止されている。

②トレーサビリティ

ポーランドでは、と畜場における牛の月齢確認には耳標及び個体パスポートが使用されており、獣医官による歯列検査も月齢判定の手段として実施されている。個体識別と歯列検査結果の月齢に相違があった場合には、より高い月齢を採用し月齢判定を行っている。1999 年から耳標の装着と個体データの登録制度が導入され、2004 年 4 月以降は国内法によって制度化され、すべての牛の追跡が可能となっている。すべての農家は、子牛を生後 7 日以内に登録するよう義務付けられている。

③と畜場及びと畜頭数

ポーランドには 2012 年現在、と畜場は 851 施設ある。

年間と畜頭数については、2011 年のデータでは、約 159 万頭であり、うち 12 か月齢未満の牛が約 11 万頭、12 か月齢から 24 か月齢が約 68 万頭、24 か月齢から 30 か月齢が約 22 万頭、30 か月齢超が約 58 万頭である。